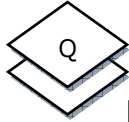




労働相談Q & Aで解決！

年次有給休暇③



年次有給休暇の取得を申請したところ、上司から理由を聞かれました。理由を説明する必要がありますか。

A 年次有給休暇は、一定の条件を満たした労働者に対して会社が付与しなければならないものですので、労働者は理由を問わず年次有給休暇を取得することができ、とくに理由を説明する必要はありません。

ただし、業務繁忙期などの場合に限り、他の日に年次有給休暇をとるよう指定される場合があります。

解説はこちら

- 会社は一定の条件を満たした労働者に年次有給休暇を与えなければならないこととなっています。年次有給休暇は自由に利用することができ、取得の理由を説明する必要はありません。
- 労働者は、年次有給休暇をいつ取るかを指定することができますが、業務が繁忙であり、会社側でも代替要員の確保の努力をしたが、それでも業務に支障がでる場合など事業の正常な運営を妨げる場合は、会社は年次有給休暇を取得する日を変更することができます。
- また、就業規則により、年次有給休暇を取得する日の〇〇日前までに取得を申請するようにとの定めが置かれている場合があります。この規定は内容が合理的である限り有効であるとされています。
- なお、年次有給休暇取得の権利の消滅時効は2年間です（労働基準法第115条）。

どうすれば？

- まずは、年次有給休暇取得に際しては、理由は不要である旨の理解を求めましょう。
- しかしながら、会社が、業務上の理由により、取得時期を変更するよう要望した場合、支障のない範囲で取得する理由や必要性を説明し、会社の理解を得るよう努力することも大切です。
- なお、理由を言わずに年次有給休暇を取得した後に欠勤扱いや給料のカットをした場合などは違法ですので労働委員会や労働局に相談しましょう。

お問い合わせ

○ 山梨県労働委員会事務局

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 山梨県庁北別館3階

電話 055 (223) 1827

相談時間 8:30~17:00 (土・日・祝日を除く)

URL <https://www.yamanashi.lg.jp/roudou-iin/>

○ 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室内

電話 055 (225) 2851

甲府労働基準監督署内 (管轄区域: 下記以外の地域)

電話 055 (224) 5620

都留労働基準監督署内 (管轄区域: 都留市、大月市、上野原市、富士吉田市、南都留郡、北都留郡)

電話 0554 (43) 2195

鯉沢労働基準監督署内 (管轄区域: 南巨摩郡、西八代郡)

電話 0556 (22) 3181